

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 6月 1日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	2号機	換気空調系コントロール建屋電気品室給気処理装置において、給気処理装置コンクリート架台より結露水の漏えい(汚染なし)が認められたため、当該漏えい箇所を修理。	—	H27.10.16再審議にて、給気処理装置内部からの漏えいではなく、外壁等の結露水であることを確認したため削除。
2	4号機	所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)4D-1-7(5B)において、過負荷継電器リセットボタンに変形が認められたため、当該リセットボタンを交換。	GⅢ	
3	1・2号廃棄物処理設備	試料採取系濃縮廃液タンク(A) サンプリング配管において、配管詰まり(サンプリング水が流れない)が認められたため、当該配管を点検・清掃。	GⅢ	
4	1・2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋送風機室内特別危険物作業において、作業申請期間(平成27年6月1日～平成27年7月8日)より前に作業を行った(平成27年5月28日実施)ことが認められたため対応検討。なお、当該申請書は、当初平成26年12月3日～平成27年3月10日であったが、作業期間を延長した。	GⅡ	